

岩手県指定難病審査会の委員の定数等に関する条例をここに公布する。

平成26年12月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第114号

岩手県指定難病審査会の委員の定数等に関する条例

(定数)

第1条 岩手県指定難病審査会（次条において「審査会」という。）の委員の定数は、20人以内とする。

(審査会の運営)

第2条 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会の会長が審査会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。